

新旧対照表

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則

新	旧
<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則 平成14年3月11日 規則第15号</p>	<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則 平成14年3月11日 規則第15号</p>
<p>改正 平成16年7月1日規則第61号 平成18年4月14日規則第73号 平成19年6月25日規則第67号 平成22年6月30日規則第53号 平成23年3月11日規則第6号 平成23年11月30日規則第57号 平成24年10月2日規則第91号</p>	<p>改正 平成16年7月1日規則第61号 平成18年4月14日規則第73号 平成19年6月25日規則第67号 平成22年6月30日規則第53号 平成23年3月11日規則第6号 平成23年11月30日規則第57号 平成24年10月2日規則第91号</p>
<p>目次 第1章 総則(第1条 第4条) 第2章 建築計画の届出等(第5条 第8条) 第3章 住環境に関する整備基準等(第9条 第14条) 第4章 集合住宅等建築物に関する整備基準(第15条 第17条) 第5章 ワンルームマンション建築物に関する整備基準等(第18条 第21条) 第6章 特定商業施設に関する壁面等の後退の距離等(第22条) 第7章 路地状敷地に建築される長屋に関する整備基準等(第23条 第25条) 第8章 雑則(第26条 第28条) 附則 一部改正〔平成24年規則91号〕</p>	<p>目次 第1章 総則(第1条 第4条) 第2章 建築計画の届出等(第5条 第8条) 第3章 住環境に関する整備基準等(第9条 第14条) 第4章 集合住宅等建築物に関する整備基準(第15条 第17条) 第5章 ワンルームマンション建築物に関する整備基準等(第18条 第21条) 第6章 特定商業施設に関する壁面等の後退の距離等(第22条) 第7章 路地状敷地に建築される長屋に関する整備基準等(第23条 第25条) 第8章 雑則(第26条 第28条) 附則 一部改正〔平成24年規則91号〕</p>
<p>第1条～第16条 略</p>	<p>第1条～第16条 略</p>
<p><u>(子育て支援に供することができる施設)</u></p>	
<p><u>第16条の2 条例第9条の2に規定する規則で定めるものは次に掲げる施設とする。</u></p>	<p>新設</p>
<p><u>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施する施設</u></p>	
<p><u>(2) 児童福祉法第6条の3第7号に規定する一時預かり事業を実施する施設</u></p>	
<p><u>(3) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を実施する施設</u></p>	
<p><u>(4) 児童福祉法第59条の2に規定する認可外保育所の届出を要する施設</u></p>	

(5) 前4号に掲げるもののほか、子育て支援に供することができる」と区長

が特に認める施設

第17条～第28条 略

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月1日規則第61号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月14日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月25日規則第67号）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表第4備考3の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の規定（別表第4備考3の規定を除く。）は、平成19年10月1日以後に世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）第7条第1項及び第2項の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）がなされた計画に係る建築物の建築について適用し、同日前に条例の規定による届出がなされた計画に係る建築物の建築については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月30日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条に2項を加える改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月11日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年11月30日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年10月20日から適用する。

附 則（平成24年10月2日規則第91号）

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成25年 月 日規則第 号）

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

第17条～第28条 略

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月1日規則第61号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月14日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月25日規則第67号）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表第4備考3の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の規定（別表第4備考3の規定を除く。）は、平成19年10月1日以後に世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）第7条第1項及び第2項の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）がなされた計画に係る建築物の建築について適用し、同日前に条例の規定による届出がなされた計画に係る建築物の建築については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月30日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条に2項を加える改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月11日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年11月30日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年10月20日から適用する。

附 則（平成24年10月2日規則第91号）

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

(案)

別紙 3

別表第 1 ~ 別表第 6 略
第 1 号様式 ~ 第 6 号様式 略

別表第 1 ~ 別表第 6 略
第 1 号様式 ~ 第 6 号様式 略